

資産の健全化、お取引先の経営サポート に積極的に取り組んでいます

一口に不良債権と言っても、さまざまな種類の不良債権があります。自己査定で債務者区分でいうと、破綻懸念先や要注意先のほとんどは、現に事業を継続しており、業績の回復や延滞の解消があれば、正常先に戻る可能性が十分にあります。

りゅうぎんは、不良債権の早期処理促進は当然のこととして、経営内容に課題のあるお取引先に対しては、中小企業診断士の資格をもつスタッフがお取引先と協力して財務内容の改善に取り組むなど、細やかな経営サポートを徹底しております。こうした取り組みを継続していくことが、お取引先の債務者区分の良化、当行の資産健全化、ひいては県経済の活性化につながるものと考えております。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	引当基準	引当額	保全率
破綻先 69億円	破産更生等債権 329億円	無担保部分の 100.00%	29億円	100.0%
実質破綻先 259億円		無担保部分の 58.78%	130億円	86.0%
破綻懸念先 656億円	危険債権 656億円	無担保部分の 6.29%	24億円	48.4%
要注意先 769億円	要管理債権 548億円	債権額の1.44%	19億円	開示債権の 保全率 73.2%
		その他要注意先 1,640億円	債権額の0.09%	
正常先 8,255億円	正常債権 10,117億円	合計 210億円		
合計 11,652億円	合計 11,652億円			

破綻懸念先
以下の保全率
90.7%

銀行法に基づくリスク管理債権

区分	債権額
破綻先債権	66億円
延滞債権	865億円
3カ月以上延滞債権	17億円
貸出条件緩和債権	530億円
合計	1,481億円
貸出金残高(未残)	11,033億円

(注)1. 信託勘定を合算して表示しています。
2. 金融再生法開示債権とリスク管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額(貸付有価証券、支払承諾見返、未収利息、仮払金など)です。
3. 用語の説明はP.59に記載しています。

(注) 信託勘定を合算して表示しています。

引当基準・保全率の考え方

破綻先・実質破綻先の債権

担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。

要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。

保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

自己査定:破綻先・実質破綻先 = 金融再生法:破産更生等債権

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者の債権、およびそれと同等の状態にある債務者の債権です。

自己査定:破綻懸念先 = 金融再生法:危険債権

現状では事業を継続しているが、赤字決算などにより実質債務超過の状況に陥っており、業績が著しく低調で貸出金が延滞する状況にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が認められる債務者の債権です。

自己査定:要管理先 > 金融再生法:要管理債権

自己査定:要管理先 債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3カ月以上延滞している債権を有する債務者です。

金融再生法:要管理債権 債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3カ月以上延滞している債権です。

自己査定は債務者ベース、金融再生法は債権ベースであるため、一般的に、自己査定:要管理先の査定額が金融再生法:要管理債権より大きくなります。例えば、一人の債務者で2件の貸出があり、1件は当初約定どおり順調に返済されていますが、もう1件は債務者支援の目的で貸出条件が変更されている場合、自己査定では2件の貸出が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では、貸出条件を変更した貸出だけが要管理債権として区分されます。

自己査定:その他要注意先

債務者の支援目的以外で貸出条件を変更した債務者、3カ月未満の延滞者、財務内容に問題がある債務者などです。